

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 5 年度
計画主体	鏡石町

鏡石町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 鏡石町産業課
所 在 地 福島県岩瀬郡鏡石町不時沼 3 4 5 番地
電 話 番 号 0 2 4 8 - 6 2 - 2 1 1 8
F A X 番 号 0 2 4 8 - 6 2 - 6 5 5 3
メールアドレス sangyo@town.kagamiishi.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	カラス、ツキノワグマ、イノシシ、シカ、ハクビシン
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	鏡石町

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状(令和4年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
カラス	野菜、果樹	0千円 0a
ツキノワグマ	野菜、稲、果樹	0千円 0a
イノシシ	野菜、稲、果樹	0千円 0a
シカ	野菜、稲、果樹	0千円 0a
ハクビシン	野菜、果樹	0千円 0a

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

これまで鳥獣被害はカラス、ハクビシン等により収穫期近くの果樹の被害が主なもので、農家の自助努力を中心に対策を行ってきた。

ここ数年東北道西側地域よりイノシシやシカの目撃、田植え後の水田への侵入、夏場の畦畔掘り起こし、収穫期間近の水田や果樹園への侵入被害等が発生しており、鏡石町鳥獣被害対策実施隊員6名により捕獲活動を行っているところではあるが、今後被害拡大が懸念される。

近年では複数のツキノワグマの目撃情報があり、近隣市町村においても多数の出没情報が確認されているため、当町においても出没が危惧されている。

また、周辺市町村からの鳥獣の侵入の可能性も否定できなくなってきており、鳥獣被害の拡大が懸念される。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和4年度）	目標値（令和8年度）
カラス	0千円 0a	0千円 0a
ツキノワグマ	0千円 0a	0千円 0a
イノシシ	0千円 0a	0千円 0a

シカ	0千円 0a	0千円 0a
ハクビシン	0千円 0a	0千円 0a

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	令和元年10月に鏡石町有害鳥獣対策実施隊を発足し、現在は隊員6名（銃4名、銃・わな2名）により現場調査（被害状況調査）や捕獲活動（わな設置、見廻り）を実施している。 捕獲機材の導入については、福島県農業共済組合より箱わなやくくり罠を借用し対応している。	実施隊の高齢化・人員減少により、捕獲圧が低くなっているため、新たな担い手の人材確保が急務となっている。 わな免許取得者が2名と少ないため、実施隊としてわな設置と見廻り等の捕獲体制をとっているが、実施隊の中でわな免許取得者を増やし、捕獲体制の充実を図る必要がある。また、捕獲に熟知した人材も少ないため、専門家による指導も必要である。 今後、わな免許取得者が増えた場合は、鳥獣被害防止総合対策等を活用し機材を充実していく必要がある。
防護柵の設置等に関する取組	ハクビシンについては、農家自ら防護ネット等で対応している。イノシシについては、農家自ら一部防護柵を設置している場所もある。	対策については、効果的、技術的な知識が乏しく、専門家による指導が必要である。今後、被害が拡大すれば侵入防止柵の設置など地域ぐるみによる対応が必要となる。
生息環境管理その他の取組	イノシシ・シカ等の目撃農地周辺で、草刈などの個別対策を実施してきた。	イノシシ・シカ等の生息域が拡大すれば緩衝帯の設置など地域ぐるみによる対応が必要となる。

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・

管理、追上げ・追払い活動、等について記入する。

- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

これまでの対策は、鳥獣被害対策実施隊を中心とする有害捕獲がほとんどであり、住民の被害防除の必要性が高くなっている。

- ・福島県第13次鳥獣保護管理事業計画の基準に基づき、関係機関と連携し、安全かつ効果的な捕獲と鳥獣の保護の調整に努める。
- ・鏡石町鳥獣被害対策実施隊との連携を軸とした捕獲体制の強化を図るとともに、地域住民自らが取り組む被害防止対策の支援を行い、地域ぐるみによる鳥獣被害対策を推進する。
- ・県の補助事業等を活用し、捕獲体制や捕獲器材等の整備のほか、地域ぐるみで取り組む緩衝帯の設置、電気柵やメッシュ柵といった防護柵等の設置など被害防止に向けた活動を支援していく。
- ・実施隊の担い手不足を解消するため、新規狩猟免許取得に係る支援事業を活用し実施隊員の確保に努める。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

猟友会分会長のほか町職員、農協、地域農業者等を含めた鏡石町地域農業再生協議会を中心に、関係機関が一体となり鳥獣被害対策防止のために体制を整える。鳥獣捕獲に関しては、猟友会須賀川支部鏡石分会会員により組織した「鏡石町鳥獣被害対策実施隊」が中心となり対象鳥獣の捕獲に取り組んでいく。そのため、捕獲技術向上の研修会等を開催し、知識の醸成を図り総合的な対策を実施する。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わな見回り補助等に捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に

従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
6	カラス	・捕獲用箱わな（大型・小型）の導入 ・カラス対策として、防鳥ネット、テグスの導入支援 ・担い手を確保するため、わな免許等取得の支援 ・捕獲技術向上のための講習会開催
	イノシシ	
	シカ	
	ハクビシン	
7	カラス	・捕獲用箱わな（大型・小型）の導入 ・カラス対策として、防鳥ネット、テグスの導入支援 ・担い手を確保するため、わな免許等取得の支援 ・捕獲技術向上のための講習会開催
	イノシシ	
	シカ	
	ハクビシン	
8	カラス	・対策の見直しと、新たな取り組みの検討 ・カラス対策として、防鳥ネット、テグスの導入支援 ・担い手を確保するため、わな免許等取得の支援 ・捕獲技術向上のための講習会開催
	ツキノワグマ	
	イノシシ	
	シカ	
	ハクビシン	

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
① カラスは、福島県第13次鳥獣保護管理事業計画の基準に基づき銃器等による捕獲を行う。 ② ツキノワグマは、福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ツキノワグマ管理計画基準に基づき銃器、わな等により捕獲を行う。 ③ イノシシは、福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県イノシシ管理計画基準に基づき銃器、わな等により捕獲を行う。 ④ シカは、福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ニホンジカ管理計画基準に基づき銃器、わな等により捕獲を行う。 ⑤ ハクビシンは福島県第13次鳥獣保護管理事業計画の基準に基づきわな等により捕獲を行う。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	6 年度	7 年度	8 年度
カラス	福島県第 1 3 次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲頭数 2 0 羽	福島県第 1 3 次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲頭数 2 0 羽	福島県第 1 3 次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲頭数 2 0 羽
ツキノワグマ			福島県第 1 3 次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ツキノワグマ管理計画に基づく基準による。 捕獲頭数 5 頭
イノシシ	福島県第 1 3 次鳥獣保護管理事業計画及び福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。 捕獲頭数 1 0 頭	福島県第 1 3 次鳥獣保護管理事業計画及び福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。 捕獲頭数 1 0 頭	福島県第 1 3 次鳥獣保護管理事業計画及び福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。 捕獲頭数 1 0 頭
シカ	福島県第 1 3 次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ニホンジカ管理計画に基づく基準による 捕獲頭数 5 頭	福島県第 1 3 次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ニホンジカ管理計画に基づく基準による 捕獲頭数 5 頭	福島県第 1 3 次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ニホンジカ管理計画に基づく基準による 捕獲頭数 5 頭
ハクビシン	福島県第 1 3 次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲頭数 1 0 頭	福島県第 1 3 次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲頭数 1 0 頭	福島県第 1 3 次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲頭数 1 0 頭

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

対象鳥獣	捕獲等の取組内容
カラス	捕獲手段：わな（捕獲器）、銃器による。 捕獲予定箇所：鏡石町全域（被害が大きい地区を重点とし、必要最低限とする。） 捕獲実施時期：４月～３月
ツキノワグマ	捕獲手段：箱わな、銃器による。 捕獲予定箇所：鏡石町全域（東北道西側地区を重点とし、必要最低限とする。） 捕獲実施時期：４月～３月
イノシシ	捕獲手段：箱わな、囲い罠、くくり罠、銃器による。 捕獲予定箇所：鏡石町全域（東北道西側地区を重点とし、必要最低限とする。） 捕獲実施時期：４月～３月
シカ	捕獲手段：箱わな、囲い罠、くくり罠、銃器による。 捕獲予定箇所：鏡石町全域（東北道西側地区を重点とし、必要最低限とする。） 捕獲実施時期：４月～３月
ハクビシン	捕獲手段：小型箱わなによる。 捕獲予定箇所：鏡石町全域（被害が大きい地区を重点とし、必要最低限とする。） 捕獲実施時期：４月～３月

- （注） １ わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- ２ 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
イノシシ・シカ・ツキノワグマの捕獲は、わなやライフル銃以外の銃（散弾銃など）を基本とするが、これらの方法での捕獲が困難な場合は、関係法令の遵守と安全確認を徹底し、射程が長く捕獲能力の高いライフル銃を使用を行う。

- （注） 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の

実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	なし

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容
	6～8 年度
イノシシ	現在は被害面積も被害金額も数値に表れてきていないが、今後被害が拡大すれば県等の補助事業を活用し、整備に向けて住民へ周知する。
シカ	現在は被害面積も被害金額も数値に表れてきていないが、今後被害が拡大すれば県等の補助事業を活用し、整備に向けて住民へ周知する。

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容
	令和 6～8 年度
カラス	・防鳥ネット、テグス等を用いた侵入防止活動を行う。 ・電気柵、ワイヤーメッシュ柵等は、基本的な施工技術で設置するとともに、維持管理についても継続的・確実に実施する。
ツキノワグマ	
イノシシ	

シカ	・専門家等による研修会や講習会を行い、より効果の高い侵入防止技術の向上を図る。
ハクビシン	

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 6～8 年度	カラス ツキノワグマ イノシシ シカ ハクビシン	・専門家等による研修会や講習会を行い、より効果の高い被害防止技術の向上を図る。 ・廃果物や農作物残渣等適切に処理する。 ・住民への注意喚起及び看板の設置

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

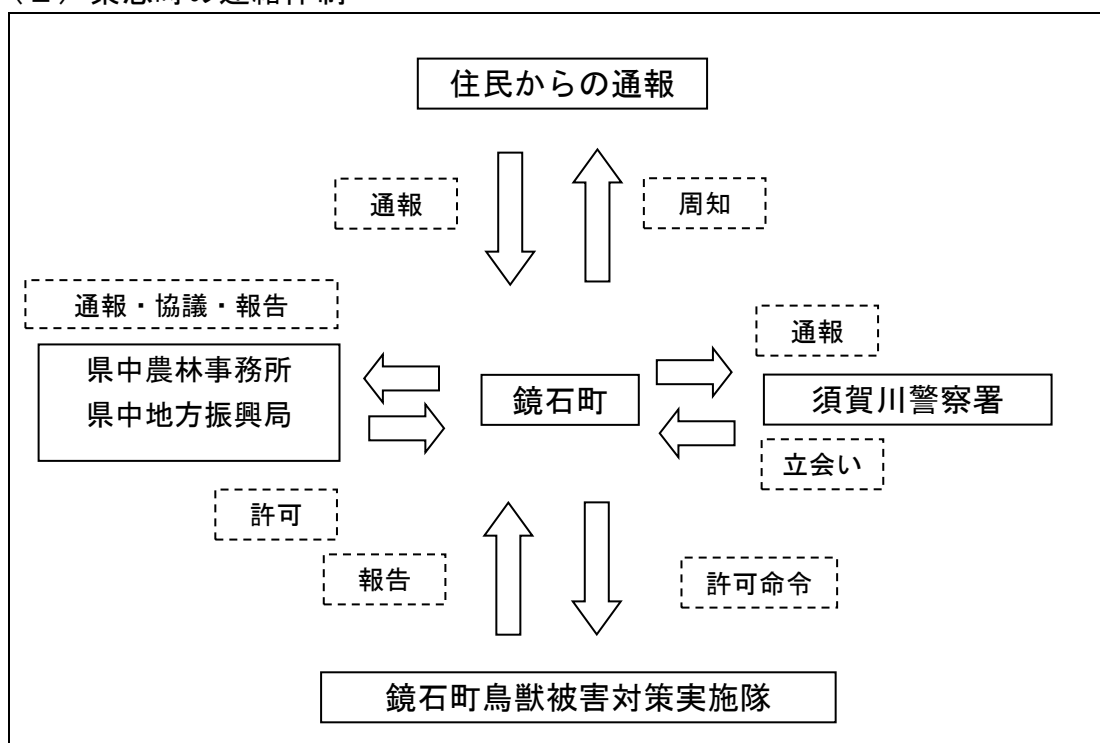
(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
鏡石町 鏡石町地域農業再生協議会	・平時、緊急時における現場への出動や情報収集及び各関係機関への連絡、調整、周知等 ・被害状況の把握と捕獲許可の検討等
福島県県中農林事務所 福島県県中地方振興局	・鳥獣保護管理等に係る助言・支援等
須賀川警察署	・緊急時の現場への出動、広報、安全確保及び発砲許可等
福島県猟友会須賀川支部鏡石分会 鏡石町鳥獣被害対策実施隊	・平時、緊急時における現場への出動、周辺パトロール、対象鳥獣の追い払いや捕獲等

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ・焼却場での焼却及び埋設等適切に処理する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	・野生鳥獣の肉における放射性核種の濃度測定結果に基づき、国からの摂取制限及び出荷制限が継続しているため、利用推進には適さない。
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのとけ給餌、学術研究等)	

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

なし

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

なし

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	鏡石町地域農業再生協議会
構成機関の名称	役割
鏡石町	・協議会事務局、協議会に関する連絡調整被害状況調査を行う。
鏡石町鳥獣被害防止実施隊	・有害鳥獣関連の情報提供及び捕獲活動を行う。
福島県鳥獣保護管理員	・有害鳥獣関連の情報提供及び保護に関する助言、指導を行う。
夢みなみ農業協同組合鏡石支店	・有害鳥獣関連の情報提供及び被害防止に関する指導を行う。
その他町長が必要と認める者及び団体	・その都度定める。

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
福島県県中地方振興局 県民環境部	・ 鳥獣保護、環境保全担当の立場から総合的な対策指導や広域的な情報提供、その他必要な支援を行う。
福島県県中農林事務所 農業振興普及部	・ 有害鳥獣による農作物の被害防止に関する助言及び指導を行う。
福島県県中農林事務所 須賀川農業普及所	・ 有害鳥獣による農作物の被害防止に関する助言及び指導を行う。
福島県県中農林事務所 森林林業部	・ 農地周辺の環境整備としての森林管理・森林整備手法について、助言及び指導を行う

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

・ 鳥獣被害対策実施隊については、令和元年に設置済みである。猟友会より推薦を受けた会員を町長が委嘱し、対象鳥獣の追い払いや捕獲活動を行うとともに、被害防止対策の推進及び技術の普及等を行う。

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認められる場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

・ 新たな有害鳥獣の出現や農作物被害の拡大などが見られる場合には、適宜体制の強化を図る。

(注) 将来的な被害防止施策の実施体制の維持・強化の方針その他の被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記載する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止計画は、必要に応じて内容を見直し・変更を行う。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。